

特別警報

命を守るために知ってほしい



平成23年 東日本大震災



平成12年 三宅島



平成23年 台風第12号

東日本大震災による津波や、平成23年台風第12号による紀伊半島を中心とする大雨では、極めて甚大な被害が出ました。

これらの災害において、気象庁は警報をはじめとする防災情報により重大な災害への警戒を呼びかけたものの、災害発生の危険性が住民や地方自治体に十分には伝わらず、迅速な避難行動に結びつかない例がありました。気象庁ではこの事実を重く受け止め、大規模な災害の発生が切迫していることを伝えるために、新たに平成25年8月から「特別警報」を創設することにしました。

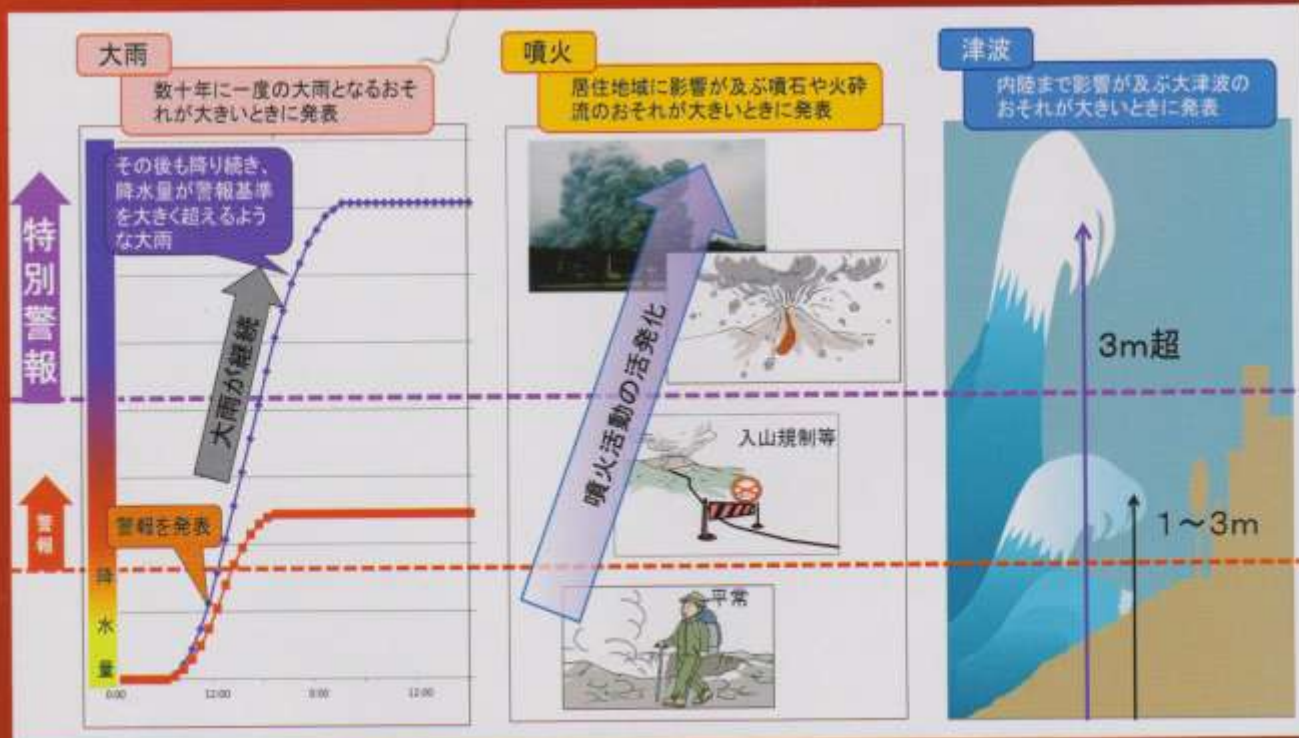


特別警報は、これまでにない危険が迫っていることをお知らせします

特別警報が発表されたら

- ・尋常でない大雨や津波等が予想されています。
- ・重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
- ・ただちに身を守るために最善を尽くしてください。

特別警報のイメージ



特別警報に相当する過去の災害

特別警報は、「東日本大震災」や「伊勢湾台風」のような、誰もが一度は聞いたことがある災害に匹敵する災害が予想される場合に発表されます。



伊勢湾台風



東日本大震災

特別警報に相当する事例

気象等	事例	被害
大雨	H24.7 九州北部豪雨(大雨)	死者行方不明者32人
	H23 台風第12号(大雨)	死者行方不明者98人
	S34 伊勢湾台風(大雨・暴風・波浪・高潮)	死者行方不明者5,000人以上
	S9 室戸台風(大雨・暴風・高潮・波浪)	死者行方不明者3,000人以上
津波	H23.3 東北地方太平洋沖地震	死者行方不明者18,000人以上
	H5.7 北海道南西沖地震	死者行方不明者230人
	S58.5 日本海中部地震	死者104人 (いずれも地震を含む)
火山	H12 三宅島	全島民避難
	H12 有珠山	15,000人以上避難
	H3 雲仙岳	死者行方不明者43人
地震	H23.3 東北地方太平洋沖地震	死者行方不明者18,000人以上 (津波を含む)
	H20.6 岩手・宮城内陸地震	死者行方不明者23人
	H19.7 新潟県中越沖地震	死者15人
	H16.10 新潟県中越地震	死者68人
	H7.1 兵庫県南部地震	死者行方不明者6,437人

普段からの備えと早め早めの行動が あなたや身近な人の命を守ります

災害から身を守るために(大雨の場合)

普段から…

大雨になるおそれ
雨が降り出す

気象情報・空の変化に注意



Point
備えは大丈夫？

- ・周りより低い場所など、危険箇所を把握
- ・避難場所や避難ルートを確認しておく

雨が強くなると…

注意報

最新の情報に注意して、災害に備えた早めの準備を
雨・風の影響を受けやすい地区・避難困難者は早めの行動！



- ・気象情報や外の様子に注意
- ・非常用品や避難場所、避難ルートを確認
- ・災害に備えて、家の外の備えを点検

大雨が降り続くと…

警報

自治体が発表する避難に関する情報に注意し、必要に応じ速やかに避難



Point
特別警報が
発表されていなくても
早め早めの行動を！

さらに激しい
大雨が続くと…

非常事態

ただちに命を守る行動をとる

市町村からの避難勧告等に従い直ちに避難所に避難！
外出が危険なときは、家の中で少しでも安全な場所へ移動



Point
冷静な判断が大事です
周囲の状況に応じた行動を！

特別警報

「住居の位置」や「住居の構造」、「既に浸水が生じている状況なのか否か」によって「自宅外避難」の必要性は異なりますので、冷静な判断が重要です。災害から命を守る
ことができる行動を考えておきましょう。



- ・「特別警報が発表されない」は「災害が発生しない」ではありません。
- ・これまでどおり注意報、警報、その他の気象情報を活用し、早めの行動をとることが大切です。
- ・普段から避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

数十年に一度の大雨などが予想された場合に 特別警報を発表します

特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

表中の“数十年に一度”の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表しています。

大津波警報などを特別警報に位置づけます

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

命を守るために情報の収集に努めてください

特別警報は、自治体や報道機関を通じて伝えられます。テレビやインターネット、自治体から発信される情報の収集に努めてください。



気象庁

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4

電話: 03-3212-8341 FAX: 03-6689-2917(耳の不自由な方向け)

気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp>

特別警報について <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>

